(二)　カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金として、各月ごとに、当該月のカジノ行為粗収益の一〇〇分の一五に相当する額（以下「認定都道府県等納付金」という。）を、国に納付しなければならないこととした。また、国は、認定都道府県等納付金の納付があったときは、当該認定都道府県等納付金として納付された額を、認定都道府県等に払い込むこととした。（第一九三条関係）

カジノ事業者等の監督

10

(一)　カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査をしなければならないこととした。（第一九六条関係）

(二)　カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者等に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができることとし、また、その職員に、カジノ事業者等の関係者に対し質問させ、又はカジノ事業者等の営業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させること等ができることとした。（第一九七条～第二〇二条関係）

(三)　カジノ管理委員会は、カジノ事業等の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、カジノ事業者等に対し、当該カジノ事業者が行う業務等の運営若しくは当該カジノ事業者等の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきこと等を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ事業等の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第二〇四条～第二一〇条関係）

カジノ管理委員会

11

(一)　設置

内閣府設置法第四九条第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置くこととし、カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属することとした。（第二一三条関係）

(二)　任務

カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とすることとした。（第二一四条関係）

(三)　所掌事務

カジノ管理委員会は、(二)の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第二一五条関係）

(1)　カジノ事業の監督に関すること。

(2)　カジノ施設供用事業の監督に関すること。

(3)　カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。

(4)　カジノ施設の適正な利用に関すること。

(5)　(1)から(4)までに掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

(6)　所掌事務に係る国際協力に関すること。

(7)　その他法律に基づきカジノ管理委員会に属させられた事務

(四)　職権行使の独立性

カジノ管理委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととした。（第二一六条関係）

(五)　組織等

(1)　カジノ管理委員会は、委員長及び委員四人をもって組織することとした。（第二一七条第一項関係）

(2)　委員のうち二人は、非常勤とすることができることとした。（第二一七条第二項関係）

(3)　委員長及び委員は、人格が高潔であって、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとした。（第二一七条第三項関係）

(4)　次に掲げる者は、委員長又は委員となることができないこととした。（第二一七条第四項関係）

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられた者

ハ　カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者

ニ　指定試験機関の役員又は職員

ホ　認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者

ヘ　ハに規定する事業者の団体の従業者

(六)　任期等

(1)　委員長及び委員の任期は、五年とし、再任されることができることとした。（第二一八条第一項及び第二項関係）

(2)　その他委員長及び委員の任期等に関し、必要な事項について定めることとした。（第二一八条第三項～第五項関係）

(七)　身分保障

委員長及び委員は、次のいずれかに該当するときを除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこととした。（第二一九条関係）

(1)　(五)の(4)に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

(2)　この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

(3)　カジノ管理委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(八)　罷免

内閣総理大臣は、委員長又は委員が(七)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないこととした。（第二二〇条関係）

(九)　委員長

(1)　委員長は、カジノ管理委員会の会務を総理し、カジノ管理委員会を代表することとした。（第二二一条第一項関係）

(2)　カジノ管理委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならないこととした。（第二二一条第二項関係）

(一〇)　専門委員

カジノ管理委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとした。（第二二三条関係）

(二)　秘密保持義務

委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職務を退いた後も、同様とすることとした。（第二二六条関係）

(三)　公務所等への照会

カジノ管理委員会は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して、必要な事項の報告を求めることができることとした。（第二二八条関係）

(三)　調査の委託

カジノ管理委員会は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業の免許等に係る申請に対する審査又は10のカジノ事業者等の監督のために必要な調査の一部を、その調査を適切に行うことができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に適合する者に委託することができることとした。（第二二九条関係）

(四)　規則の制定

カジノ管理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、カジノ管理委員会規則を制定することができることとした。（第二三〇条関係）

(五)　その他委員長、会議、事務局等に関し、必要な事項について定めることとした。（第二二二条、第二二四条、第二二五条及び第二二七条関係）

雑則

12

(一)　国庫納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当

政府は、国庫納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の1の(一)の目的及び1の(三)の国の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てることとした。（第二三一条関係）